

第七回国会 衆議院 水産委員会 議録 第四十一号

昭和二十五年四月三十日(日曜日)
午後零時四十三分開議

出席委員

委員長 石原 圓吉君
理事 川村善八郎君 理事 鈴木 善幸君
理事 夏堀源三郎君 理事 平井 義一君
理事 松田 鐵藏君 理事 早川 崇君
理事 林 好次君
小高 憲郎君 川端 佳夫君
田口長治郎君 玉置 信一君
富永格五郎君 福田 喜東君
小松 勇次君 井之口政雄君

出席政府委員

農林政務次官 坂本 實君
農林事務官 山本 豊君
(水産庁次長)
農林事務官 松任谷 健太郎君
(水産庁次長)
農林事務官 杉浦 保吉君
専門員 齋藤 一郎君

四月二十八日

委員 菅家喜六君及び玉置信一君辞任につき、その補欠として永田節君及び佐藤榮作君が議長の指名で委員に選任された。

同日二十九日

委員 佐藤榮作君辞任につき、その補欠として玉置信一君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件

水産業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二〇号)

○石原委員長 これより会議を開きます。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案はさきに漁業制度に関する小委員会の審査に付してありましたので、この際当小委員長より本案の審査について報告を求めます。

○鈴木(善)委員 政府提案にかかります、ただいま議題になりました水産業協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、漁業制度に関する小委員会の審査の経過ならびに結果を御報告申し上げます。

この法律案につきましては、漁業協同組合が沿岸漁民の自主的な協同の組織として、漁村経済の振興、漁民生活の安定上重要な法律案であります関係から、小委員会といたしましては、数次にわたる会議を開きまして、慎重審査を続けて参つたのであります。その結果、小委員会といたしましては、関係方面の御了解も得まして、次のように修正すべきものと認めた次第であります。以下その修正点を簡単に御報告並びに御説明申し上げます。

まず第一点は、法律案の題名を次のように改めたいと存じます。すなわち、水産業協同組合法の一部を改正する法律案とありますのを、水産業協同組合法等の一部を改正する法律案、そういふうぐあいに法案の名称を改めまして、

次に第二点といたしまして、第十八條第三項第一号の改正規定中「住所」の下に又は事業場を加え、同項第二号の改正規定中「及び

漁業を営む漁業協同組合」を削る。第二十四條の改正規定の次に次のように加える。第三十四條第七項の次に次の一項を加える。

前項の組合員又は漁民は、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百七條に規定する内水面において水産動植物の採捕又は養殖をする者を主たる構成員とする組合以外の組合にあつては、漁業を営み又はこれに従事する日数が一年を通じて九十日以上である者でなければならぬ。

第三十六條の二の改正規定中「競争関係にある事業」の下に「当該組合の組合員の営み又は従事する漁業及び当該組合の所屬する漁業協同組合連合会の行う事業を除く。」を、「これに従事する者」の下に「当該事業を含む法人その他の団体の役員及び職員を含む。」を加える。

第三十六條の二の改正規定の次に次のように加える。第四十三條第一項中「貸借対照表」の下に「損益計算書」を加える。第四十八條第一項第六号中「貸借対照表」の下に「損益計算書」を加える。

以下、以上のような修正に伴ひまして條文を整理いたしましたわけであり、次に

併う水産業団体の整理等に関する法律(昭和二十三年法律第二百四十三号)の一部を次のように改正する。

第十三條の二第五項中「水産業協同組合法第十八條第一項に規定する漁民」を「水産業協同組合法第十條第二項に規定する漁民であつて当該漁業会の地区内に住所を有し、一年に三十日以上漁業を営み、又はこれに従事するもの」に改める。

附則第二項中「第三十六條の二」を「水産業協同組合法第三十六條の二」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 この法律施行の際現に漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の理事である者については、水産業協同組合法第三十四條第八項(同法第九十二條第三項)において准用する場合を含む。の改正規定は、その任期中は適用しない。

以上のように修正すべきものと、小委員会において決定を見た次第であります。その理由を簡単に申し上げます。まずそのおもな点は、漁業協同組合の地区内に住所を有する加工業者、しかもその加工業者は加工協同組合に加入していない加工業者であります。その漁業協同組合の「地区内に住所を有するもの」とありましたのを、「住所又は事業場を有するもの」といううぐあいに訂正いたすべきものと考えたわけであり、

次はやはり漁業協同組合の准組合員の資格の中に、漁業生産組合というものがあつたのでありますが、その下に「及び漁業を営む漁業協同組合」という原案ではあるわけであり、この「及び」漁業を営む漁業協同組合を除きまして、同じ協同組合の間で、准組合員として加入するといふ必要はないのでありまして、二つの漁業協同組合が一緒になつて仕事をすることがあります。場合は、連合会の組織をつくり得る規定がございまして、これを削除すべきものと考えた次第であります。

次は、内水面において水産動植物の採捕または養殖をする者を主たる構成員とする組合以外の組合にありましては、一箇年間に漁業を営みまたはこれに従事する日数が九十日以上である者でなければ、組合の役員になれない、こゝういふうぐあいに役員資格要件、できるだけ純漁民的な性質を持つた人たによつて役員を選任いたしました。それらによつて組合の運営を純漁業者を中心とした組合の経営に持つて参りたいという趣旨であります。

第三十六條の二の改正規定中、先ほど申し上げましたように修正したのは、漁業協同組合が漁業の自営をいたします場合に、その組合員が漁業を営んでおりまして、それは漁業関係に立つものとは考えるべきでないのでありまして、漁業に関する限りは、漁業関係にある事業とは認めないというううに修正をいたしましたわけであり、

これは連合会との関係も同様であります。

それから貸借対照表の下に、損益計算書を加える第四十三條第一項の改正であります。第三十六條二の改正規定であります。これは政府としては、事業報告書の中に、当然損益計算書が含まれるという見解でありますけれども、これはやはりはつきりと損益計算書を加えた方が適當と考えたわけであります。

なお水産業団体の整理法の改正点であります。これは漁業権管理委員会の委員の資格を、「一年に三十日以上漁業を営み又はこれに従事するもの」というふういにはつきりさせたわけであります。

以上水産業協同組合法の一部を改正する法律案に對しまして、小委員会におきまして、慎重審査の結果、修正することを適當といたしまして、小委員会の決定をいたしました点を簡単に御報告申し上げた次第であります。

○石原委員長 何か御質疑の方はありませんか。御質疑がなければ、これより原案及び修正案を一括して討論に入ります。討論の通告がありますので、これを許します。井之口政雄君。

○井之口委員 原案並びに修正案に對して、日本共産党を代表して反対いたします。

第一に、今度の水産業協同組合法の一部を改正する法律案の、最も中心的な改正の方面はどこにあるかと申しますと、これは従来漁民の自主的な団体であつたところの漁業協同組合に、法人の加盟を認めるという点であります。法人の加盟を認め、そしてその常時使用する従業者の数が三百人以下で

あり、かつ使用漁船の合計トン数が三百トン以下のものをして、これを加盟せしめるというものを規定した点が、今度の改正案の一番中心になる点であります。もしこれを許すとしたら、

ならば、漁業協同組合が漁民のための自主的な組織でなくして、当然資本主義的に経営されておりますところの漁業会社、この協同組合の実際の権利を、実質上握るということになって来るのであります。今日漁業協同組合は非常に資金に悩んでおります。小企業の当然悩むところの現象は、漁業協同組合においても痛切に現われております。でありまするがゆえに、この漁業協同組合に、ごく低利の長期にわたる資金を貸付けることによつて、漁業の育成と漁業協同組合の育成というところをはからなければならぬのであるにもかかわらず、こういう漁業を営む法人をして、これに加盟せしめて、そのことによつてこの方面からいへば、資金を仰ぐということに立ち至りましたならば、せつかくの漁業協同組合の任務が、まったく反するものとなつてしまふとわれわれは考える次第であります。かくして今度は漁業協同組合は資本家に左右され、かつ商業資本の支配下に置かれて参るようになって来たことは必然であります。この点は、われわれがぜひとも反対をしなければならぬ一点であります。

次にもう一つの点は、この漁業協同組合を代表する代表機関の点であります。従来は二百人を超えざるまでは、定款の定めるところによつて、総会にかかわるべき総代会を設けることができることになつていたところを、今度は二百名を百名に引下げてしまふわけであります。でありますると、その結果は、小さな組合におきましては、総会を開かないで総代会で一々ものを決定してしまふというふうな、独裁的なやり方が、協同組合に起つて来ることになりまふ。従つて一部の漁業ボスによつて、この協同組合の自主的精神が、またむしろ失はれて来る。これに對しましては、われわれは反対せざるを得ないのであります。

第三番目に、やはりこの改正の共通点といたしまして、いろいろ年限が、みな当然長くすべき性質のものがあつて、これに短かくされ、短かくすべき性質のものが長くされる。こういうふうにして、今度の改正されるわけでありまふ。こういうことには對しましては、むしろ漁業協同組合の本質に從つて、従来の方が今度の改正のものよりもかえつてよいのであります。これらの点はこまかに一々申し上げませんが、これらを総括して、今度の漁業協同組合の一部の改正なるものは、改正でなくして改悪であり、漁業の協同的な精神、漁業者の自主的な精神というふうなものを阻害し、そして協同事業を阻害するものとしたしまして、日本共産党においてはこれに反対する次第であります。

○石原委員長 討論はこれにて終局いたしました。ただちに採決を行います。まず小委員長より報告いたされまして修正案についてお諮りいたします。本修正案に賛成の諸君の御起立を願います。

（賛成者起立）

○石原委員長 起立多数。よつて本修正案は可決されました。次に修正部分を除いた原案についてお諮りいたします。

御起立を願います。

（賛成者起立）

○石原委員長 起立多数。よつて原案は修正議決されました。なお本案に関する委員会報告書の作成に關しましては、委員長に御一任を願います。

○松田委員 さきに本委員会の審議を完了いたしました。本会議に上程されて、これまた可決になつた紀伊水道の問題にからんで、今回水産常任委員である田淵光一氏が、脱党声明をいたしました。脱党したのであります。その内容は

脱党声明

今般私は所属自由党一部幹部と所見を異にするところあり、数度勸告をなしたるも、反省するところなきをもち、これ以上党にとどまることは、政治家としての正義感と良心が許さざるのみならず、また多数の選挙民に対する責任の遂行上、熟慮の結果自由党を昨日脱党いたしました。今後は無所属議員として國政に精勵いたします。

昭和二十五年四月三十日

衆議院議員 田淵 光一

かような声明を發して脱党届を出したのであります。これは田淵光一代議士一人の責任でなく、われわれが慎重審議をいたしました。紀伊水道の問題に關しては、これが妥當である、かように考へて、そこで結論を見出し、議決し、しかして衆議院本会議を通過したものであるにもかかわらず、かような問題が起きたということは、ひとり

田淵代議士一人の責任でなく、われわれ水産常任委員として、最も責任を感じなければならぬものであります。今後においてこの問題を急速に解決すべく努力をしていただきたいと、かように考へるものであります。

○石原委員長 この問題に對して御発言ありませんか。

○玉置（信）委員 ただいま松田委員から發言されました本委員会の同僚議員である田淵光一君が、脱党声明をされたことにつきまして、私どももこれを仄聞いたしておるのであります。ただいま松田委員の發言された中に、その幹部との意見の対立のことのみを申されて、ポイントである本委員会において、決定されました漁業業中一部改正に伴う件についての内容は、御遠慮されたいやうであります。問題は私ども聞いておりますところによると、ただいま松田委員の申されたように、漁業法の一部を改正して、しかも共産党を除いた各党一致で本委員会並びに衆議院を通過いたしておる問題に對して、一部の幹部の人が、衆議院における本法の通過を阻止したというものが、根本原因のごとく私ども聞いておるのであります。もしそういうことが事實であるとするならば、事きわめて重大であります。松田委員の申される通り、一田淵議員の問題でなくして、われわれ水産常任委員全体の問題であると同時に、衆議院として、國會としての重大な問題であると思つております。従いまして本問題につきましては、はたしてそなたした、衆議院における本法の通過を阻止したかのごとき田淵委員の言われる事實があつたかといふことも、私どもは委員会として調査

をする必要がありはせぬかと考えるのであります。今田淵光一氏の脱党声明をもつて、ただちにこれを真実として取上げて云々するわけには参りません。少くともその真実を明らかにし、もしそうした事実があるとするならば、われわれは国会の名においてこれが善処と申しますか、解決をはからなければならぬと思ふのであります。これがこれに対する委員長のお考えを承つておきたいのであります。

○林(好)委員 ただいま松田委員からお話がありましたように、この紀伊水道の漁業法案の一部改正の問題とからみまして、自由党田淵議員が脱党届を出されたということは、水産常任委員といたしましてまことに遺憾に考へるものでございしますが、もちろん私どもも紀伊水道の問題は、委員長の命を帯びまして、二回も国政調査をいたしまして、修正することが適當であるという結論に到達いたしました。そしてあの案を議員提出として出したわけでありまして。ただいまお話がありましたように、もちろん自由党としても党議で決定しておられる問題だと思ふのであります。それにもかかわらず自由党の幹部として、事実を私はよく知りませんが、もし参議院において本法案を握りつぶしをするような運動をされたとすれば、まったく水産常任委員というものを、自由党の幹部の人は軽視しておられるのではなからうかと私は考へるものでございします。もしこういうことがありとすれば、これは自由党の幹部の方々は太い反省をしてもうはななければならぬと私は考へるものであります。委員長はこれに対する御意見を伺いたい、かように考へるものであります。

○井之口委員 ただいま松田委員より田淵水産委員が脱党されたというお話が承りました。これは田淵委員が自分の信念をもつてなしたことであつて、われわれは、この問題に対してとやかく言うことではありませんが、しかしこの紀伊水道問題に対して、こうしたいろ／＼なあとくされの問題が残るということは、これは衆議院において十分に慎重審議をやらなかつた結果である。御承知のように、参議院の水産委員会などでは、非常に慎重な態度をとりまして、こうしたりつばな調査書までも出てゐるのみならず、公聴会も開き、慎重審議し、地元の水産民の方々の意見もよく聞いて、そしてこれを判断するといふような態度をとつておられる。しかるに衆議院においてはさういふことがなされずに、多数をもつてどうんぞこれが一気呵成に押し切られたといふことが、今日見るやうないろいろの不祥事を起すものであつたとわれわれは觀察するのであります。将来もあることではありますし、こういう問題については、委員長においても徹底的に注意してもらいたい。ついでにこの問題と関連いたしますが、この瀬戸内海の淡路島からつと近海にかけまして、海上保安庁のトロール船の取締りが非常に不十分である。これに対してその後水産庁は、どういふふうな処置をとつておいでになりますか。その点を聞かしてもらいたいと思ひます。

○鈴木(善)委員 ただいま共産党の井之口君の御発言の中で、この漁業法の一部を改正する法律案、すなわち紀伊水道の分離問題につきまして、参議院は非常に慎重審議をしてゐるが、衆議院は多数をもつて一気に入切つてしまつたといふやうな御発言があつたのであります。これは小委員長といたしまして、看過できない御発言であります。こので、小委員会の審議の経過並びにこれが取扱いについて、いかに本委員会が慎重に多大の日時を費して、また広く関係漁民諸君の意見を徴して、この決定を見たか、このことについて発言をいたしたいと思ふのであります。この問題につきましては、さきに第六国会におきまして、漁業法の審議を行ひました当時から、共産党の砂間君を含むところの調査団が、国政調査の正式の手続を経まして、現地調査をいたし、紀伊水道並びに瀬戸内海の現地を踏査いたしましたと同時に、関係漁民諸君の意見をづばに聴取いたしておるのであります。また漁業法の現地公聴会を開きました際に、玉置班長はこの問題を非常に重視されまして、特に同班としては、この問題についての資料、その他の意見等について、十分な調査をいたしておるのであります。衆議院は今申し上げましたように、第六国会及び第七国会を通じて、おそらく参議院が行つたであろう以上の慎重なる審査を遂げまして、あの結論を得たものであります。当時井之口君は本委員会の委員ではなかつたのでありますけれども、同僚砂間委員は、私どもとともに、意見はかりに異にいたしてしまつても、この調査に當つたことは事実であるわけでありまして。私どもはこの問題が田淵委員の脱党という問題を生じたいしたのであります。私どもは、これは二つの面から考へる必要があると思ふのであります。田淵君の声明にあります、党内における一部幹

部の行動に対する田淵君の所見及の信念の問題が一つ、もう一つは本委員会が決定をし、本院が院議をもつて決定いたしましたものに對して、国会議員の一人としてその院議を無視するがごとき行動を、もし一部の者がとつたとしたならば、党内問題であるのみならず、本院を構成する議員が、その院議を無視した行動に対する国会議員としての田淵君の信念から、これを指彈せんとするところの一つの行動であるとも見られるわけでありまして。そこで党内問題は別といたしまして、本委員会といたしましては、さきに本委員会が決定し、院議の決定を見たものに対して、一たびそれに賛成をした衆議院の議員が、陰にまわつて本委員会の決定に不賛成の行動をとり、院議に對して反対の行動をとる者があるとするならば、これは委員会が調査を要請されたと同じ意見を私は持つものであります。以上これに関連いたしましたので、私の意見を申述べた次第であります。

○石原委員長 委員長のこれに対する意見を申し上げます。まず共産党の井之口君は、この参議院水産委員会の調査書を非常に貴重なもののように振りまわしたけれども、これは地方の水産試験場や水産庁で調査した資料をとりまとめたものにどまるのであります。参議院自体が調査した資料はこれにはないのではありません。こういう点を十分御調査の上、ごらんの上で御発言を、今後はお願いをしたいと思ひます。なお玉置君、林君、鈴木君等より御発言の点は、一々同感であります。事実もし先刻松澤議員より朗読されたやう

な事実があるとするれば、われわれ自由党の所属議員は、あるいは田淵君と同一の歩調をとらなければならぬ事態になるかと思ふのであります。私はこれより各委員の御意見に基いて、十分事実の真相を調査いたし、その上で、善処方についてはさらにお諮りをいたしたいと思ひます。なおまたこの際申し上げたいことは、まずこの案を通過せしめるということに、あとわずか二日しか残してない間でありまして、委員諸君の御協力を願つて、この方に邁進するよういたしたいと思ひます。どうかよろしくお願いいたします。

これをもちて休憩いたします。午後一時二十二分休憩。休憩後は開会に至らなかつた。

〔参照〕 水産業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十五年五月二十五日印刷

昭和二十五年五月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 行